

名古屋市告示第320号

本部機動部隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める
告示の一部改正について

平成13年名古屋市告示第 126号（本部機動部隊の事務所及び消防署出張所の
名称及び位置）の一部を次のように改正する。

令和 7年 6月 9日

名古屋市長 広 沢 一 郎

表中

「	名古屋市南消防署 道徳出張所	名古屋市南区泉楽通 1丁目 8番地	を
」			
「	名古屋市南消防署 道徳出張所	名古屋市南区泉楽通 1丁目 8番地	に
	名古屋市南消防署 星崎出張所	名古屋市南区鳴尾一丁目79番地	
」			

改める。

附 則

この告示は、令和 7年 6月23日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課